

別表2 非住宅建築物に係る評価料金

【モデル建物法】

(税込価格、単位:円)

延べ床面積(m ²)	用途の分類 (別表4 による)		
	I 種	II 種	III 種
100未満	88,000	63,800	143,000
100 ～ 300未満	96,250	68,750	178,750
300 ～ 500未満	110,000	82,500	206,250
500 ～ 1000未満	123,750	96,250	233,750
1000 ～ 2000未満	151,250	123,750	261,250
2000 ～ 3000未満	178,750	151,250	288,750
3000 ～ 4000未満	220,000	178,750	316,250
4000 ～ 5000未満	261,250	206,250	357,500
5000 ～ 10000未満	302,500	247,500	412,500
10000 ～ 20000未満	330,000	288,750	453,750
20000 ～ 50000未満	412,500	330,000	522,500
50000 ～ 100000未満	508,750	412,500	646,250
100000 ～ 200000未満	618,750	522,500	838,750
200000 ～	783,750	618,750	1,168,750

注): 計算に適用するモデル数により、各評価料金に<別表2注意事項>の※7に定める係数を乗じた金額とする

【標準入力法(主要室入力法を含む)】

(税込価格、単位:円)

延べ床面積(m ²)	用途の分類 (別表4 による)		
	I 種	II 種	III 種
100未満	165,000	137,500	264,000
100 ～ 300未満	192,500	165,000	330,000
300 ～ 500未満	206,250	178,750	357,500
500 ～ 1000未満	233,750	206,250	385,000
1000 ～ 2000未満	261,250	233,750	412,500
2000 ～ 3000未満	302,500	288,250	481,250
3000 ～ 4000未満	357,500	316,250	550,000
4000 ～ 5000未満	412,500	357,500	605,000
5000 ～ 10000未満	481,250	412,500	701,250
10000 ～ 20000未満	522,500	481,250	783,750
20000 ～ 50000未満	618,750	550,000	907,500
50000 ～ 100000未満	783,750	673,750	1,100,000
100000 ～ 200000未満	976,250	866,250	1,430,000
200000 ～	1,237,500	1,045,000	1,883,750

〈別表2注意事項〉

※1 I 種、II 種、III 種の用途分類の適用については別表4による。

※2 表の延べ面積の算定については、次の通りに適用する。

- ・建築基準法の規定により算定する延べ面積であることを基本とする。
- ・部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ面積により料金を算定する。

ただし、上記適用が著しく不合理であるとTBTCが認めた場合は別途判断する。

※3 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

- ・III種が含まれる時はIII種
- ・III種がなくI種が含まれるときはI種

ただし、上記適用が著しく不合理であるとTBTCが認めた場合は別途判断する。

※4 計画変更の料金は変更後の面積、用途、モデルに応じて別表2から算定される料金の10分の6の額とする。

※5 改修前後の評価を行う場合は、上表の各料金に当該料金の10分の5の額を加算した料金とする。

※6 建築物エネルギー消費性能適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術的審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、基準適合認定に係る技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、上表の料金によらず、一律44,000円(税込価格)とする。

計算に関係しない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更、第10条第4項に定める再交付の料金は評価書一通につき11,000円(税込価格)とする。

この時、外皮性能の審査を追加して行う場合は

上表の料金の10分の1の額を加算する。また、その他TBTCが合理的に審査できると判断した場合は、減額できるものとする。

※7 モデル建物法を適用する場合、表 1 により適用するモデル数に応じ、係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

表1

モデル数	1	2	3	4以上
係数	1. 0	1. 1	1. 2	1. 3

※8 ※2と※3についてはその申請範囲によらず、非住宅建築物の場合は建築物全体、複合建築物の場合は非住宅部分全体を対象とした料金に、表 2 の申請単位等の別に定める加算倍率を乗じる。なお、※6 の減額を行った場合は、表3 の料金を加算する。

表2

(税込価格、単位:円)

申請単位	希望する表示項目	評価対象 範囲の用途数	計算方法	加算倍率
建築物全体及び非住宅部分全体	ZEB Oriented 以外	指定なし	指定なし	1. 0(加算なし)
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	
			標準入力法	
		複数	モデル建物法	1. 0(加算なし)
			標準入力法	1. 2

建物用途	各種 ZEB	単一	モデル建物法のみ	1. 0(加算なし)
			標準入力法のみ	1. 2
			モデル建物法＋標準入力法	1. 5

「モデル建物法＋標準入力法」とは、建築物全体と各用途の計算方法が異なる場合を指す。

表3

(税込価格、単位:円)

申請単位	希望する表示項目	評価対象 範囲の用途数	計算方法	加算額
建築物全体及び非住宅部分全体	ZEB Oriented 以外	指定なし	指定なし	11,000 円
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	
			標準入力法	
		複数	モデル建物法	33,000 円
			標準入力法	
建物用途	各種 ZEB	単一	モデル建物法のみ	11,000 円
			標準入力法のみ	33,000 円
			モデル建物法＋標準入力法	55, 000円

※9 申請単位が建物用途で複数の用途の評価書を発行する場合は、2用途目以降、評価書1枚につき 11, 000円(税込価格)を加算する。

※10 第11条第1項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度 2, 200円(税込価格)を加算する。

※11 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表3 住宅に係る評価料金

(税込価格、単位:円)

一戸建ての住宅	審査条件		料金
	単独審査		66,000
	併願審査	設計住宅性能評価	33,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
	基準適合認定技術的審査		
共同住宅	審査条件		料金
	単独審査(住戸のみ)		基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 132,000 ・戸あたり料金 3,960
	単独審査(住戸+共用部)		基本料金＋戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 132,000 ・戸あたり料金 3,960 ・共用部料金132,000
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額とする
		長期優良住宅認定技術的審査	
		省エネ基準適合性判定	
		低炭素認定技術的審査	
性能向上計画認定技術的審査			
	基準適合認定技術的審査		

※1 共同住宅等の単独審査において建築物全体の評価書以外に住戸ごとに評価書を発行する場合は、別表3の評価料金に評価書発行住戸当たり2,200円(税込)を発行手数料として加算する。

※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。

※4 併願審査料金の適用は同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限ることとする。

※5 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。

※6 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金に同表の10分の5の額を加算した料金とする。

※7 一戸建ての住宅について、あらかじめTBTCが指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出した場合は、上表の料金を減額できることとする。

別表4 用途の分類

確認申請上の用途区分コードにより以下の分類とする。

種別	用途区分コード	BELS評価の対象となる建築物の確認申請上の用途
I 種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これらに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)
	08450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業上の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
II 種	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場(自動車修理工場を除く。)
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はど畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

Ⅲ種	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所
	08210	児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く。)
	08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
	08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
	08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他